

緊急時避難準備区域（川内村）から自主的避難等対象区域（郡山市）へ避難した申立人ら（母、子（13歳）、子（10歳））について、次男の小学校卒業まで避難継続の必要性及び合理性を認め、平成24年9月から平成25年3月までの日常生活阻害慰謝料（申立人母について月額10万円、申立人子らについてそれぞれ月額5万円（月額10万円を認めた上、直接請求で既払いの月額5万円を控除））及び避難期間中に増加した水道代について生活費増加費用が損害として認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2及び同X3（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件事故に関し、下記損害項目（下記2の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

(1) 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）

申立人X1分	金700,000円
申立人X2分	金350,000円
申立人X3分	金350,000円

(2) 生活費増加費用（水道代）

金100,000円

(3) 本件和解仲介に関する弁護士費用

金45,000円

合計 金1,545,000円

2 期間

(1) につき、平成24年9月1日から平成25年3月31日まで

(2) につき、平成23年9月1日から平成25年3月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目（前項記載の期間に限る。）についての和解金として、合計金154万5000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年6月13日

（仲介委員 牛久保 美香）